

長野県信濃美術館指定管理者候補者の選定結果

企画部生活文化課

長野県信濃美術館については、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。
今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県信濃美術館

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 美術作品を保管し、及び展示するとともに、一般住民に対して当該美術作品に関し必要な説明を行う業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 美術館の利用の許可に関する業務
- (4) 美術館の利用料金に関する業務
- (5) 博物館法第3条第1項第4号から第10号までに掲げる事業に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名
一般財団法人長野県文化振興事業団
- (2) 所在地
長野県長野市若里一丁目1番3号
- (3) 代表者名
理事長 和田 恭良

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）

5 選定方法等

- (1) 非公募
(理由) 長期的展望に立った事業展開や調査研究を前提とする質の高い企画展の開催、専門職員の確保・育成、美術館の円滑な運営に必要な作品寄贈者や美術団体等との信頼関係を損なわないようにするため。
- (2) 応募者名
一般財団法人長野県文化振興事業団

(3) 選定委員会による選定

「県立文化施設指定管理者選定委員会」を設置し、平成 25 年 10 月 17 日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定委員会における審査結果

審査基準	配点	(一財)長野県文化振興事業団 (候補者)
	経営基盤	10
施設の運営方針・平等な利用の確保	5	4.4
収支計画の内容	10	6.8
サービスの内容	15	13.2
施設管理の内容	20	16.8
文化芸術振興策の内容	20	16.0
業務実績	20	17.6
計	100	82.8

7 選定理由

候補者：一般財団法人長野県文化振興事業団

審査点：82.8点

選定理由：安定した管理運営、地域の文化芸術振興の実績を有していること、また、来館者数向上のための意欲的かつ具体的な管理運営計画が評価された。

8 指定議案提出予定時期

平成 25 年 11 月議会